



環境情報ディスクロージャーの理論と実践 : イギリスの動向を中心として

國部, 克彦

(Citation)

大阪市立大学証券研究年報, 9:1-17

(Issue Date)

1994-12-28

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90004721>



環境情報ディスクロージャーの理論と実践

— イギリスの動向を中心として —

國 部 克 彦

- | | |
|---|--------------------------------|
| I. はじめに | III. イギリスにおける環境情報ディスクロージャーへの提言 |
| II. 環境情報ディスクロージャーの分析視角 | IV. イギリスにおける環境情報ディスクロージャーの実践 |
| 1. 環境情報ディスクロージャーをめぐるアプローチ | V. おわりに |
| 2. 環境情報ディスクロージャーの理論的フレームワークの構築：アカウンタビリティ理論と正統性理論の統合 | |

I. はじめに

地球環境問題が、全世界レベルでの最重要課題のひとつとして認識されてからすでに久しい。環境問題はもはや局所的・地域的问题ではなく、全人類の課題であるという共通理解が、国際社会を通じてほぼ形成されたと判断してもよい状況にある。このような地球環境保全という課題は、ひとつの具体的な目標というよりも、一種のパラダイムに近いものであり、人々の環境意識の高まりはすでに現代社会のコンテキストの一部を構成している。

したがって、現代社会の中で活動する企業組織にとって、環境問題は、自らが環境汚染者として対処しなければならない課題であると同時に、現代社会のパラダイムの変化とその共有という面からも自らの活動の中に織り込んでいかねばならない問題である。企業にとって、前者の問題は具体的な公害管理の施策として処理する個別的な課題あるいは一種の制約条件として対処することが可能であるが、後者の問題は営利性の追求という資本主義企業のパラダイムと対立するより根源的なものである。たとえば、1980年代末から主張され始めた「持続可能性 (sustainability)」あるいは「持続可能な発展 (sustainable development)」という21世紀をみすえたコンセプトは、企業の営利追求活動の制約条件ではなく、営利追求活動自体を制約条件化せうほどの根本的な考え方の変更を迫っている。したがって、企業組織は、現在、環境問題に個別的に対応すると同時に、企業パラダイムにかかわる全社的対応も求められており、すでに先進諸国の大企業を中心に、この傾向を敏感に察知し、環境問題を最も重要な経営課題と位置づけて、企業経営を行う組織が増加している。

しかしながら、企業による環境マネジメントに関しては、個別的な環境管理のみならず、環境に

関するパラダイム変化の問題も視野におさめるならば、理論および実践ともに現在まさに揺籃期であり、多岐にわたる理論や提言、さまざまなレベルの実践が観察される。これを新しい環境マネジメントのモデルが形成されるまでの過渡期とみるか、環境問題自体に内在するカオスとパラドックスに起因するものと理解するかは、見解の分かれるところであろうが、表面的で耳触りのよい理念に流されることなく、個々の問題領域において本質的な理論的探求と、実践の注意深い観察が必要とされていることは間違いない。

本稿では、企業の環境マネジメントの一環として環境情報ディスクロージャーを取り上げて検討する。環境情報ディスクロージャーは、環境問題の重要性の増加に呼応して、環境に関心をもつ一部の関係者に対してだけではなく、企業を取りまくあらゆる種類の利害関係者——投資者、債権者、従業員、消費者、地域住民、一般市民、政府機関等——にとって重要な実践となりつつある。本稿では環境情報ディスクロージャーを分析するための理論的フレームワークを構築し、それに基づいて環境情報ディスクロージャーの先進国であるイギリスの実践を検討することにした。

II. 環境情報ディスクロージャーの分析視角

1. 環境情報ディスクロージャーをめぐるアプローチ

環境情報ディスクロージャーを分析する理論的視角はいくつか存在するが、大きく分ければ、企業は十分な環境情報を開示すべきであるという規範論から出発して、ディスクロージャーのあるべき姿を提示し現状を批判的に分析する方法と、環境情報ディスクロージャーを計量的に測定して、ディスクロージャーの多い企業の特性や株価への影響を分析する実証研究に分類することができよう¹⁾。これはどちらもそれぞれに意義をもつ研究であるが、規範的研究においては、その規範自体を検討する視点をもたないこと、統計的実証研究では全体的傾向を把握することは可能であるが、全体には還元されないが将来の範型となりうる細部を捉えきれないという限界がある。

一方、環境情報ディスクロージャーを分析する基点を考えれば、提供された情報から出発するアプローチと、主体間の情報提供・利用行為から出発するアプローチが存在する。提供された情報から出発するアプローチには、環境情報の有用性の検討や、その開示企業の特性の分析、さらには株価への影響を分析する研究が含まれる。この方法論は、会計情報ディスクロージャーの議論においては、意思決定有用性理論に代表される考え方で、会計学の領域では現在の主流を占めている。

このような提供された情報からスタートするアプローチは、情報の提供者と利用者の関係が特定され、しかも開示される情報の内容がある程度確定されており、企業間比較や時系列比較が可能な場合には有効である。しかし環境情報開示は、その面で先進的な欧米諸国においても、まだそのレベルに到達していないため、情報から接近する方法は、意思決定有用性アプローチも含めて、その重要性は否定されるべきではないが、同時に有効性に問題があると言わざるを得ない状況にある。

むしろ環境情報ディスクロージャーの現状は、情報提供者の責任や情報利用者の権利すら明確に

1) イギリスや日本では規範的なアプローチが多いが、アメリカでは実証研究が支配的である。

規定されていない状況にあり、そのような状況下での環境問題の深刻化に対応する情報開示の要求とそれに応える（自主的な）実践にその本質がある。したがって、情報提供者と利用者の相互作用の視点からの理論展開がまず最初に必要とされるのである。情報提供者と利用者の相互作用から環境情報ディスクロージャーを分析する場合も、情報の提供者と利用者の関係をどのように捉えるかによって、いくつかの方法論の利用が可能である。

情報の提供者と利用者を自己の効用の最大化を目指す経済人と仮定し、両者の関係から得られる効用を最大にするために、すなわち両者の関係を維持するコスト（エージェンシー・コスト）を最小にするために、両者の間に契約関係が結ばれているとみる経済学的アプローチはその有力なひとつである。これは、エージェンシー理論として知られる経済理論で、会計学の領域でもすでに確固たる地位を築いている。

エージェンシー理論は、環境情報ディスクロージャーの領域にも応用可能であり、環境情報ディスクロージャーをめぐる行為やシステムをエージェンシー・コスト削減の観点から意義づけることができる。たとえば、環境監査はモニタリング・システムとして、自主的な環境報告はボンディング活動として理論づけることができる。

エージェンシー理論による環境情報ディスクロージャーの理論づけは、環境情報ディスクロージャーのひとつの側面を照射したもので、有力な説明理論である。しかしながら、環境情報ディスクロージャーがすでにシステムとしてかなりの程度確立されており、企業実践もある程度平均化されているならば、エージェンシー理論による経済学的還元も実践的意義を十分に発揮できるが、システムとして揺籃期にあり、しかも企業実践も個々に多様な段階にある環境情報ディスクロージャーの現状において、エージェンシー理論から個別・具体的な諸問題に接近するには限界があると言わざるを得ない。

たとえば、経済学者のK. アローは、「公害管理においては、社会をプリンシパルとみなすことができ、汚染者は、その活動を十分に監視することはできないが、エージェントである」[Arrow (1985) p.39] と主張しているが、アローのいう「社会」とは具体的に誰なのか、あるいは「十分に監視することのできない」汚染者の「活動」とは何なのか、という個別・具体的な問題は新古典派経済学的フレームワークの枠外にあるのである。

ところが、環境情報ディスクロージャーにおいて、現在問題にされていることは、まさにこの「社会」とは何か、「活動」とは何か、という問題であり、それに対するさまざまな提言と実践の相互作用の中で環境情報ディスクロージャーが実施され変化している現状こそがまず分析されねばならないのである。しかも、後述するように、経済学では暗黙裡に前提とされているプリンシパルとエージェントの峻別自体も、環境問題においては曖昧化しているのである。

したがって、現時点で環境情報ディスクロージャーを分析するためには環境情報ディスクロージャーがもつ多様性を、個別・具体的に、そして現実的に把握するフレームワークが必要となる。しかも、そのフレームワークは、情報の提供者の論理と利用者の論理の両者を反映するものでなければ、十分な理論的正当性を主張することはできない。筆者は、この問題にはアカウントビリティ理

論と正統性理論の統合が必要であると考えているが、この点について項を改めて考察したい。

2. 環境情報ディスクロージャーの理論的フレームワークの構築：

アカウントビリティ理論と正統性理論の統合

ディスクロージャーは情報提供者と利用者の双対関係として捉えることができ、この両者は異なる論理によって行動し、実践はその相互作用の結果として理解できる。したがって、情報提供者の立場からの理論と、情報利用者の立場からの理論の双方を構築しなければならない。

環境問題の場合は、情報の提供者と利用者の間に財産の委託・受託関係は存在しないが、環境資源を人類の共有の財産と考えれば、それを一方が汚染または破壊することを他方が「ある程度」認める場合、そこに曖昧ではあるが一種の環境資源の委託・受託関係を認識することは不可能ではない。このように考えれば、環境情報ディスクロージャーの場合にも、情報の送り手をエージェント、情報の受け手をプリンシパルとして理解することができる。したがって、以下では情報の提供者と利用者に対してエージェントとプリンシパルという用語を使用し、両者の観点から環境情報ディスクロージャーを論じていこう。

まず、情報の利用者（プリンシパル）の観点からの立論としては、会計学の基礎理論のひとつであるアカウントビリティ理論が、環境情報ディスクロージャーにおいても有効である。アカウントビリティ理論は、情報の提供という行為はエージェントの義務とプリンシパルの権利から生じるという考えに基づいており、そこでは、プリンシパルによる財産の運用権限の委託によって生じるエージェントの受託責任の履行のための手段として、会計報告が位置づけられている。したがって、アカウントビリティは、「会計責任」もしくは「報告責任」とも訳出される。

グレイ＝オーエン＝モーンダース（1987）は、このアカウントビリティ概念を、企業社会報告の領域へ導入し、「社会的アカウントビリティ」への拡充を主張する。彼らは、社会的アカウントビリティを、「成立した契約のもとで社会的責任がある行為を説明する責任」[Gray, *et al.* (1987) p.4]と定義しており、この「成立した契約」は「社会契約」と呼ばれ、その内容がアカウントビリティの範囲を規定することになる。さらに、グレイ（1992）は、この「社会契約」を、法律および準法の範囲から、世論にまで拡充することを主張し、次のように述べている。

「世論のバロメーターは権利とアカウントビリティの追加のための基礎として合理的に解釈される。

したがって、アカウントビリティの経験的基礎は法および準法から実質的な公共圏へ拡張される。」

[Gray (1992) p.414]

このように、アカウントビリティはエージェントの義務とプリンシパルの権利から成立するが、あくまでもプリンシパルの権利が中心にあって、それによってエージェントの義務が規定されるのであり、その逆ではない。したがって、アカウントビリティ理論は、アカウントビリティの内容が法律等によって明確に規定されている場合には、説明理論として活用することもできるが、法律の範囲を超えて社会報告あるいは環境報告の領域にまで拡充する場合には、アカウントビリティの範囲の画定も理論的作業に含まれるため、アカウントビリティ（社会的アカウントビリティ）理論は規

範的色彩を強くもつことになる。

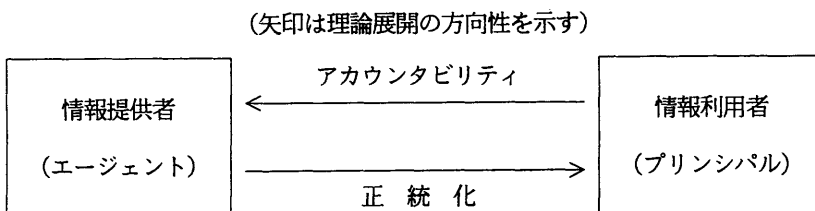
一方、エージェントからプリンシパルへの情報提供の側面を、義務として行うのではなく、エージェントが何らかの効果を期待してより主体的に情報提供を行うと理解すれば、「正統性理論」が成立する。正統性理論とは、組織が存続するためには社会に対して正統性を確保することを必要とするという観点から組織行動を説明する理論であり、社会学や組織論に起源をもつ考え方である。ここでは組織は正統性が危機に瀕した場合やその可能性がある場合に、正統性を回復するあるいはそれを強化する行為にでると説明される。

社会関連情報開示の文脈に即して考えれば、企業の社会的正統性が批判された場合、あるいは将来批判される可能性がある場合、または法的規制の対象とされる可能性がある場合などには、社会に積極的に情報を開示することによって、その正統性を主張する場合があります、これは企業の社会関連情報開示の有力な根拠とされている。パッテン（1992）は、この正統性理論の立場から1989年のアラスカでの石油流出事故前後の石油会社の環境情報ディスクロージャーの変化を分析し、「少なくとも、環境ディスクロージャーに関しては、企業の正統性に対する脅威がアニュアル・リポートにおいて、より多くの社会責任情報を含むように影響を与えたようにみえる」[Patten (1992) p. 475] と結論づけている。

正統性理論は、パッテン（1992）が試みたように、社会報告や環境報告実践の説明理論として利用され、情報開示が提供者（エージェント）によって歪曲される可能性を明示的あるいは暗示的に示唆している。しかしながら、企業内部者の立場にたてば、社会に対して企業を正統化するという行為は、当然行われるべき活動であり、その点からみれば、正統性理論は規範理論としての側面ももっている。

このようにアカウントビリティ理論は情報の受け手（プリンシパル）に重点を置き、正統性理論は情報の提供者（エージェント）に重点を置いており、それぞれ理論の立脚点が異なるのである。したがって、図1に示したように、理論展開の方向性を異にしていると理解できる²⁾。

図1 アカウナビリティ理論と正統性理論の関係



2) なお、この図では明示していないが、プリンシパルとエージェントは直接に結ばれているのではなく、その間に会計や監査などの専門技術が介在しており、パワー（1991）はこの専門技術を中立的なものと捉えるべきではないと指摘している。

さて、環境情報ディスクロージャーを分析する場合には、このアカウントビリティ理論と正統性理論は対立的に理解するのではなく、二重の視点として統合的に理解されるべきであることを強調しておきたい³⁾。アカウントビリティ理論と正統性理論を二重の視点として理解すべき理由としては、2つの点から説明することができよう。ひとつは、情報開示という行為自体が、プリンシパルとエージェントのどちらか一方の論理で成り立つものではなく、常に2つの主体の相互作用の結果として生じる点である。特に、環境情報ディスクロージャーのようにアカウントビリティの範囲が法律等によって明確に規定されていない場合には、この2つの主体の相互作用あるいはパワー・バランスこそ環境情報ディスクロージャー実践を解明するための鍵となるのである。

もうひとつは、環境問題に内在する本質に起因するものである。先に述べたように、現在の環境問題においては、かつての公害問題の場合のように、被害者（住民）と加害者（企業）を明確に色分けすることはできない。全地球規模での環境問題の深刻化は、被害者と加害者、あるいは環境資源の委託者と受託者の間に明確な境界線を引くことを困難にしてしまった。さらに、「持続可能性」概念の登場以降、世代間の権利と責任が議論されるに至って、一層その境界は不明確となってしまったのである。

すなわち、現在の地球環境問題の原因は、特定の組織にのみ帰することができず、人類の諸活動のこれまでの累積として捉えられねばならない以上、このような被害者－加害者という二項対立的図式から脱却しなければならない。そのためには、われわれは（もちろん程度に相違はあるが）環境破壊の被害者であると同時にその加害者でもあるという、あるいは環境資源の委託者であると同時に受託者であるという二重性の認識から出発する以外にないと思われるのである。

問題を環境情報ディスクロージャーに戻せば、これまで情報開示理論の大前提であったプリンシパルとエージェントの峻別が、環境情報開示においては曖昧となっており、そこに環境情報ディスクロージャーの本質問題が存在していると考えられる。すなわち、環境情報ディスクロージャーにおけるプリンシパルとエージェントは、まったく別個の主体ではなく、同一主体の中の別々の側面として理解すべき問題なのであり、この点を認識することによって新しい理論的地平が切り開かれるのである。したがって、そこではアカウントビリティ理論と正統性理論も基本的に二重の視点として理解されねばならない。この点も、プリンシパルとエージェントの明確な峻別を前提とする、経済学的エージェンシー理論では捉えきれない領域である。

さて、環境情報ディスクロージャーの理論的フレームワークとして、アカウントビリティ理論と正統性理論を取り上げ、両者を二重の視点として統合的に理解すべきことを主張した。それでは、このフレームワークを意識した上で、現状はどのように分析することができるであろうか。アカウントビリティ理論と正統性理論の統合的適用は、2つの異なる視点の導入であるため、両理論の厳密なフレームワークをひとつの研究の中に整合的に収めることは容易ではない。そこでひとつの可能な

3) アカウントビリティ理論と正統性理論の統合についての理論的考察については、國部（1993b）も参照されたい。

方法は、社会的アカウンタビリティの形成過程の分析と、企業側からのディスクロージャー実践の分析を並行して行い、現状をその相互作用の結果として描き出すことであろう。

次節以下では、このような観点にたつて、環境情報ディスクロージャーの先進国であるイギリスの事例を、環境情報ディスクロージャーへの提言（社会的アカウンタビリティの形成過程）と環境情報ディスクロージャーの実践（企業の正統性確保のための行動）に分けて検討することにした。

Ⅲ. イギリスにおける環境情報ディスクロージャーへの提言

イギリスにおける環境情報ディスクロージャーの進展は、1990年代以降目覚ましいものがある。最近数年間のうちにイギリス国民の環境意識は著しく高まり、地域住民や消費者はもちろん、投資家、労働組合、会計士、産業団体、政府、地方公共団体など、企業を取り巻く広範囲の利害関係者が企業に環境への積極的な取り組みを要請して、実際にさまざまな行動を起こしている。

本稿の対象である環境情報ディスクロージャーの領域に限定しても、さまざまな団体による提言と、それに対する企業行動の変化が観察される。しかし、企業による環境情報ディスクロージャーは、政府機関に対する公的登録を除いて法律による規制はなく、年次報告書や環境報告書を通じての情報開示は、基本的には企業の自主的な活動として理解される。しかしながら、法律による規制はなくとも、政府機関を含む各種団体による企業の環境情報ディスクロージャーをめぐる多様な提言は、企業にとってまさに社会的アカウンタビリティの指針⁴⁾として作用しているとみることができる。

そこで以下では、諸団体による提言を社会的アカウンタビリティの指針として理解して、現在イギリスで効力をもつ政府機関、専門団体、経済団体の提言の内容を検討し、環境情報ディスクロージャーに関する社会的アカウンタビリティの共通項を確認することにした。政府機関の提言としてはヨーロッパ連合（EU）の「エコ管理・監査制度（EMAS）」を、専門団体の提言としてはイングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）の提言を、そして経済界の提言としては「財務取締役百者会議」の提言をそれぞれ検討することにしよう。

EUの「エコ管理・監査制度」は、1990年に第一次草案が発表され、1993年にレギュレーション No.1936/93として成立し、1995年4月から具体的な適用の段階を迎える。この規則は、当初の案であった強制規定ではなく、企業の自主的な参加に基づくものであるが、単なる任意規定に留まらず、ヨーロッパで活動する企業にとって無視できないものである。

この「エコ管理・監査制度」の特徴のひとつは、企業に環境監査の結果として環境声明書の作成を要請し、その積極的なディスクロージャーを求めている点にあり、この点でEUの規則は社会的ア

4) トリッカー（1983）や北村（1993）のように、アカウンタビリティ関係を法的関係に特定する狭義のアカウンタビリティ論を主張する論者もいるが、イギリスの現状はそのような狭義の視点からは捉えきれない多様な様相を示している。この問題の詳細については、國部（1993a）を参照されたい。

カウンタビリティの指針としても作用していると考えられる。環境声明書は、外部の公認環境監査人の監査に基づいて、公衆に対して作成されるもので、簡潔で理解可能な形式で作成されることが求められ、その内容として、同レギュレーション第5条第3項において次のような項目を含むべきであると規定されている。

- a) 企業の対象事業所での活動内容
- b) 事業活動が関係するすべての顕著な環境問題に関する評価
- c) 汚染排出物、廃棄物発生、原材料・エネルギー・水の消費、騒音その他の顕著な環境への影響に関する数値データの要約
- d) 上記以外の環境実績に関係する要素
- e) 当該事業所で履行されている会社の環境方針、環境プログラム、環境マネジメント・システム
- f) 次回の環境声明書の提出期限
- g) 環境声明書の妥当性を検証する公認環境監査人の名前

これらの項目を内容によって分類すれば、以下の3点に要約できるであろう。

①環境方針および環境管理プログラムとシステム (a, e)

②環境目標と環境実績 (b, c, d)

③環境監査 (f, g)

この提言は、EUの規制が当初は強制規定を志向していたこともあって、草案の時点からヨーロッパ経済界に大きなインパクトを与えた。イギリスにおいても、それに呼応するかのように、環境マネジメントに関するさまざまな提言がなされている。次に、その中でも代表的な環境情報ディスクロージャーに関する提言として、会計専門家の立場からのICAEWの提言と、企業の財務担当経営者の立場からの「財務取締役百者会議」の提言を検討しよう。

企業による環境マネジメントは多岐にわたるが、その中で環境監査と環境情報ディスクロージャーは、内容はかなり異なるものの、これまで会計監査と会計情報ディスクロージャーを専門としてきた会計専門家がある程度関与できる領域であるため、会計事務所や会計団体は当初からこの問題に積極的にアプローチしてきた。ICAEWでは「環境研究グループ」を設置し、会計士が環境マネジメントにいかに関与することができるかを検討している。そして、その成果を「ビジネス・会計・環境」という報告書として1992年に発表した [Macve and Carey (1992)]。

その報告書の中でICAEWは、年次報告サイクルの中で企業が開示すべき環境情報として以下ののような項目を挙げている。

- ・企業の環境方針
- ・環境問題に対する全体的な責任をもつ取締役の明示。
- ・企業の環境目標。目標に対する実績を測定可能な形式で開示する。
- ・特定された環境目標を追求するために実施された活動に関する情報。発生した支出の性質と金額を含む。

- ・環境に対するその事業の主要なインパクトと、もし可能ならば環境実績の関連指標。
- ・規制やガイドラインの遵守度。実行可能ならば、その企業の用地がECのエコ管理・監査制度のもとで登録されているか否か、そしてBS7750「環境マネジメント・システム」のもとでの登録の適用と承認に関する詳細情報を含む。
- ・偶発債務として開示することを要請されない重要な環境リスク。
- ・企業の環境活動（特定の用地に関する事項を含む）に関する外部監査報告書の要点。

ここで掲げられた項目をEUの場合と同じように要約すれば、以下のようになるであろう。

- ①環境方針および環境管理プログラムとシステム
- ②環境目標と環境実績
- ③環境監査
- ④環境に関する会計情報の開示
- ⑤法規制の遵守度の明示

すなわち、表現方法は異なるが、EUの規則で盛り込まれていた内容はほぼ含まれており、さらに環境管理にかかわる会計情報の開示を要求していることが特徴である。これはICAEWが勅許会計士の協会であるので当然のことであろう。また、法規制の遵守度は、イギリスでは1980年代よりグレイらが基準遵守報告書の重要性を強調してきたので [Gray *et al.* (1987)]、それを反映したものと考えられる。

最後に、主要企業の財務取締役によって構成される「財務取締役百者会議」⁵⁾の環境報告に関する提言を検討しよう。財務取締役百者会議は「環境作業部会」を設置し、同作業部会は1992年に「年次報告書における環境報告の良好な実践に関する報告書」を発表している。このレポートは付録を除いて5頁という大変短い報告書であるが、そこで提示されている環境報告の「良好な実践(グッド・プラクティス)」は、実行可能な環境報告の指針としてイギリスではしばしば引用されている。同報告書では、年次報告書における環境報告の良好な実践を以下のように説明している。

<事業報告>

環境インパクトとリスクは事業ごとに異なるので、識別されるべき主要な環境インパクトとリスクを認めるためには、そのグループの主要な活動に関するセグメント報告が事業活動の性質について有効な情報を提供する。したがって、良好な実践は、セグメント別の事業報告の中で環境インパクト・リスク・目標に言及し、事業の主要な国を特定するものである。

5) 「財務取締役百者会議」のメンバーシップは、「ファイナンシャル・タイムズ」誌上で公表される時価総額上位100社およびそれに類する企業の90%以上を含んでおり、この会議の目的は会計を含む財務管理に関する問題を討議し、政府や他の組織に提言することである。

<環境方針と組織>

環境に対する配慮が事業戦略の基本的な要素の一つとなるべきである。良好な報告実践はグループの環境方針のディスクロージャーを含み、同グループが環境保護あるいは改善にコミットする原則を示すことである。環境方針の意義のある報告書は以下のようなものである。

- ・ 指導原理の確立
- ・ 事業の個別領域における優先順位と重要な環境問題の識別
- ・ 実質的な環境問題に対する連続的な改善のための現実的で（できれば）測定可能な目標の確定
- ・ 現在の状況と能力、そしてその政策を達成するために必要な変化に対する慎重な分析に基づくこと

良好な環境報告は、基準や目標の達成に対する監視手続きを含む環境実績に関する組織責任の報告書を含むであろう。規制の遵守を保証することは最小限度の出発点となる。企業は、より厳しい自主的コードか、あるいはその企業が活動するすべての国を通じて一貫する「最善の環境実践」に適應する方針を採用しうる。

<会長／CEO 報告>

環境方針に対する企業グループの最も高いレベルでのコミットメントは、会長またはCEO報告の中の適切なコメントによって補強されるべきである。

この報告書の記述内容を、列挙形式でこれまでと同じ表現を使って要約すれば以下のようになる。

①環境方針および環境管理プログラムとシステム

②環境目標と環境実績

③法規制の遵守度の明示

さて、ここでEU、ICAEW、財務取締役百者会議の提言をみると、記述内容は多様であるが、その主張すべきポイントはかなりの部分で重なっていることが明らかとなろう。特に、「環境方針および環境管理プログラムとシステム」と「環境目標と環境実績」の2点は、3つの提言において重なり、**「環境監査」**はEUとICAEWにみられ、**「法規制の遵守度の明示」**はICAEWと財務取締役百者会議の提言にみられた。「環境に関する会計情報の開示」に関しては、この3者の中ではICAEWのみが提唱しており、これは会計士団体というICAEWの特徴に起因するところが大きいであろうが、このような提言はICAEWのみに見られるものではなく、環境問題に関心をもつ会計専門家が共通して企業に開示を求める項目である [Gray *et al.* (1992) 参照]。

したがって、以上の考察から、企業に環境情報ディスクロージャーを求める提言が、その主体はさまざまであるが、内容的には共通性が高いことが明らかとなろう。このような特徴は、環境問題に関する社会的アカウンタビリティに対して、コンセンサスが形成されつつあることを示している。しかし、提言が行われるだけで実践が伴わなければ、そこに社会的アカウンタビリティが形成されているということはできない。そこで次に、企業がどのような環境情報ディスクロージャーを行っているのかを検討しよう。

IV. イギリスにおける環境情報ディスクロージャーの実践

前節では、企業に対して環境情報ディスクロージャーを要求する立場から、どのような提言がイギリスで行われているかを考察した。これは主として情報利用者もしくはその代理機関による情報提供者（企業）へのアプローチであり、それによってアカウンタビリティの範囲についてある程度のコンセンサスが確立されていることが明らかにされた。そして、その内容が企業にとってアカウンタビリティとして認識されているならば、企業はその履行を行わなければ、自らの正統性が損なわれる危険性があると考えらるであろう。

そこで、本節では、イギリス企業によって、環境情報ディスクロージャーがどの程度行われているのかを分析することによって、前節の議論を補完することにしたい。イギリス企業による環境報告は1990年代に入ってから増加傾向にあり、実態調査もいくつか行われているが、ここでは最近の実態調査から全体的な傾向を掴み、さらに先進的な具体事例にも言及しよう。

イギリスの環境報告に関する包括的な実態調査としては、イギリス企業の財務報告に関する月刊誌「カンパニー・リポーティング」の調査があり、同誌は1991年よりイギリス企業の年次報告書における環境報告について年1回調査している。この3年間の環境情報を開示している企業の比率の推移は表1のとおりであり、この3年間を比較する限り、環境情報の開示はわずかずつではあるが着実に増加していると言うことはできよう⁶⁾。

表1 イギリス企業の環境情報ディスクロージャーの推移

	1991年	1992年	1993年
環境情報を開示している企業	10%	23%	26%
環境情報を開示していない企業	90%	77%	74%

出所：Company Reporting, No. 13, No. 27, No. 38, 1991, 1992, 1993.

ただし、開示している企業の比率は1993年でさえ30%を下回っており、この数字はかなり低いと言えるが、これはカンパニー・リポーティングの調査対象が500社を超える大規模なものであったことが一因で、調査対象を「ファイナンシャル・タイムズ」の時価総額上位100社に限定したKPMGの1993年の調査では、66社が年次報告書の中で環境問題に言及しており、約4分の1の企業が年次報告書とは別に独立した環境報告書を作成していることが明らかとなっている。この企業

6) カンパニー・リポーティングの調査対象企業は1991年は670社で、1992年と1993年は同一企業を対象とし570社であった。ただし、どのような基準で調査対象企業を選別したかは当該調査記事には明記されていない。なお、イギリス企業の環境報告については國部（1995）も参照されたい。

の規模と環境情報ディスクロージャーの関係については、カークマン＝ホープ（1992）が、大会社の環境情報の開示率が中会社の開示率よりも有意に高いこと、さらに開示項目数に関しても大会社の開示項目数が中会社を有意に上回っていることを明らかにしている⁷⁾。

これらの調査から、イギリス企業における環境情報ディスクロージャーに関して、量的には増加傾向にあるが、普及度には限界があり、大規模企業ほど環境情報ディスクロージャーに熱心な傾向があることが明らかとなろう。これは、大企業ほど社会的批判にさらされやすいため、環境情報ディスクロージャーを組織の正統性確保のための手段として認識する程度が高い、という正統性理論の仮説と合致するものである。

次に、開示されている環境情報の内容を検討しよう。表2は、カンパニー・リポーティングが環境情報ディスクロージャーの内容を調査した結果で、数字は環境情報を開示している企業の中でのパーセントを示している。

表2 イギリス企業の環境情報ディスクロージャーの内容

	1992年	1993年
環 境 方 針	39%	57%
環 境 実 績	13%	37%
汚 染 浄 化 費 用	2%	4%
負 債 ・ 偶 発 債 務	n/a	3%
環 境 監 査	13%	20%
一般的説明のみ	52%	29%

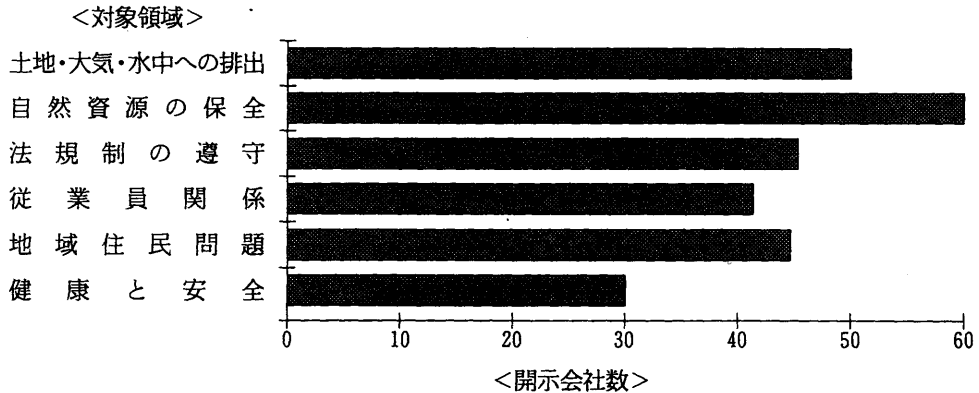
出所：Company Reporting, No. 27, No. 38, 1992, 1993.

表2から明らかなことは、環境情報ディスクロージャーの内容が、1年間のうちに急速に充実していることである。このうち、環境方針と環境実績の開示については、前節で検討した3つの機関・団体による環境情報ディスクロージャーの提言の中で、共通して挙げられていた項目であり、この1年間のうちに環境情報を開示している企業の中に、急速に普及しつつあることが理解されよう。一方、環境監査と環境関連の会計情報の開示に関しては、まだ数値が低く、増加の傾向も他の項目に比べて顕著ではない。さらに、カンパニー・リポーティングでは、1993年度について環境目標と実績の数量情報を提供しているか否かについても調査しており、環境方針については38%の企業が、環境実績については33%の企業が、数量情報を提供していることを明らかにしている。

7) ただし、カークマン＝ホープの調査では、大会社と中会社について環境情報開示と業種の関係については有意な関係は検出されなかった。彼らの調査は、「タイムズ」のトップ1,000社の中からランダムに選ばれた237社を対象とし、「タイムズ」での上位250位までを大会社、それ以下を中会社として分析している。

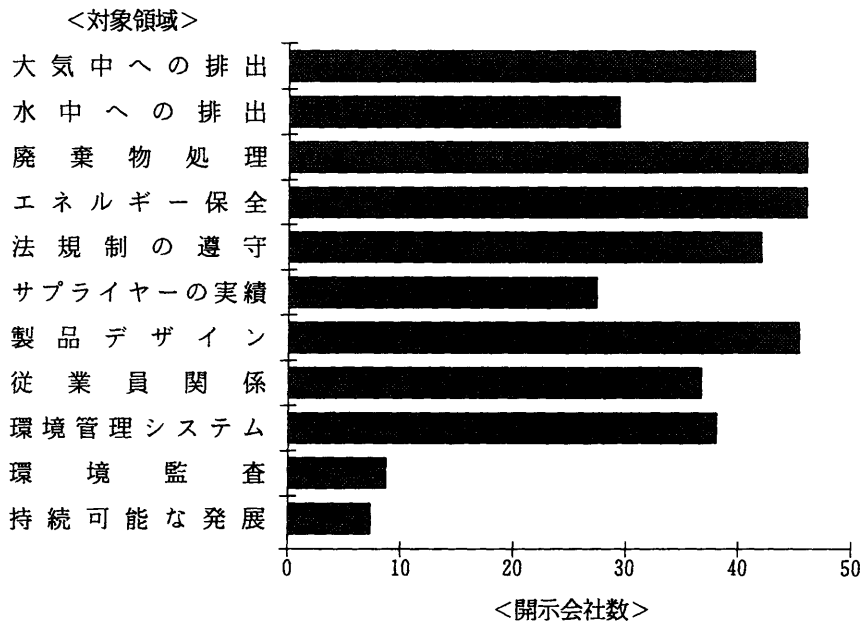
一方 KPMG では、環境方針や環境目標の具体的内容に踏み込んで分析し、1993 年の調査報告書で環境方針と環境目標について図2および図3のような結果を示している。

図2 環境方針ステートメントにおける対象領域（調査対象企業数：100）



出所：KPMG (1993) p. 6.

図3 環境目標設定の対象項目



出所：KPMG (1993) p. 7.

この2つのグラフから、環境方針および環境目標に関して、開示項目がある程度収斂しつつあると
言うことができよう。これは先の提言では細かく規定されていなかったものだが、実践の積み重ね

によって現れたもので、このような実践の傾向がさらに将来のアカウンタビリティの指針を形成することになるろう。

以上の考察から、イギリスの環境情報ディスクロージャーに関して、全体的な傾向は、情報開示の増加、開示内容の充実という特徴がみられ、大企業に偏る傾向はあるが、先に示した提言が大枠で社会的アカウンタビリティの指針として機能していると考えることができよう。

最後に、イギリス企業の先進的な個別事例を取り上げて、環境情報ディスクロージャーの具体的な側面を簡単にみておくことにしよう。先進的な環境報告の事例として、1992年度と1993年度の2年連続でイギリス公認会計士勅許協会（ACCA）の「環境報告優秀賞」を受賞したBT社（通信産業）の1994年度の環境報告書を取り上げてみよう。

BT社は、年次報告書以外に独立の環境報告書を作成し、主にそこで環境情報を開示している。BT社の環境報告書は全45頁で、環境担当取締役の序文に始まり、索引まで付いた本格的な報告書である。その目次を示せば以下の通りである。

BT社の環境報告書の目次

序文

はじめに

BT社の環境方針

BT社はどのように環境に影響を与えているか

燃料とエネルギー

廃棄物

調達

大気中への排出

製造物責任

地域への影響

環境マネジメント・システム

BT社の主要な消費と排出の要約

トーシュ・ロス社による監査報告

索引

BT社は、各活動別に環境目標を具体的に規定し、過去に設定した目的については、その達成度を報告し、完了・継続・遅延・放棄に分けて説明している。環境目標は、戦略目標・改善目標・プロセス目標に区分され、可能な場合は目標は数量化されているため、BT社の環境管理活動の実際が非常によく分かるように工夫されている。法規制の遵守度や環境関係の会計情報の開示についても、関連項目の中で触れられている。

このようにBT社の環境報告書では、先に示した環境情報ディスクロージャーをめぐる諸提言がほぼ含まれており、しかもそのレベルを超える情報開示が行われているのである。したがって、BT社の環境情報ディスクロージャーは、前節で考察した諸提言にみられるアカウンタビリティの範囲を

かなりの程度で超えることによって、環境面での同社の正統性を大いに高める効果をもっていると判断できよう。

ただし、BT社の環境報告は同社の正統性を高めるのみならず、それ自体が新たな社会的アカウンタビリティの指針ともなりうることを見逃してはならない。実際、同社のような環境報告が増加するにしたがって、企業への要求レベルも高まっており、その例は、ACCAの「環境報告優秀賞」の講評においてみることができる。同賞の審査委員を務めるR. グレイとD. オーエンは、優秀賞のBT社を含む11社の最終ノミネート企業の環境報告書を講評し、環境関連の財務データの開示が一般に不足していることを指摘し、財務データと環境データの統合の必要性を強調しており、この点を今後の新たな審査基準に加えると言明している〔Gray and Owen (1994)〕。この件は、BT社の環境報告書でも十分には達成されておらず、これは質の高い情報ディスクロージャー実践が、より高度な開示を求める機運を創出する事例として理解できよう。

このようにイギリスにおいては、環境情報ディスクロージャーへの提言がすでにかなりの程度で現状に反映され、今度は逆に先進的な事例が将来のアカウンタビリティの一層の拡充への指針として利用されていることが明らかとなった。もちろん、これはすべてのイギリス企業に共通する現象ではなく、現時点ではこの円環的な影響のループはまだ限定されているが、その影響度はすでにかなり大きくなっていることが如上の考察から理解されよう。

V. おわりに

本稿では、環境情報ディスクロージャーの理論的フレームワークを検討し、次に環境情報ディスクロージャーの先進国であるイギリスの実践を考察した。現代の環境問題の本質は、従来のような局所的な公害問題ではなく、全地球レベルの環境破壊である以上、それを分析するためには、伝統的なパラダイムをも刷新しなければならない。

そこで本稿は、環境情報ディスクロージャーにおいてはプリンシパルとエージェントが本質的に不可分離であると考え、エージェントの視点に立った正統性理論とプリンシパルの視点に立ったアカウンタビリティ理論の統合の必要性を主張し、イギリスの環境情報ディスクロージャー実践をこの二重の視点から分析した。このような二重の視点からの分析は、伝統的な一元的な分析視角に比べて、どうしてもクリアな議論とはなりにくいが、環境問題というカオス的問題にアプローチするには、多元的な観点がどうしても必要であり、本稿はそのためのひとつの可能性を試みたものである。

【主要参考文献】

- Arrow, K. J., "The Economics of Agency," in Pratt, J. W. and Zeckhauser, R. J. (eds.) *Principals and Agents: The Structure of Business*, Harvard Business School, 1985.
- Collier, J., Doolittle, I. and Broke, P., "Environmental Disclosures," *Accountants Digest*, August 1993.
- Company Reporting, "Environmental Information," *Company Reporting*, No.13, 1991.
- Company Reporting, "Environmental Reporting," *Company Reporting*, No.27, 1992.
- Company Reporting, "Environmental Reporting," *Company Reporting*, No.38, 1993.
- Gray, R., Bebbington, J. and Walters, D., *Accounting for the Environment*, ACCA, 1992.
- Gray, R. and Owen, D., "The Rocky Road to Green Reporting," *Certified Accountant*, April 1993.
- Gray, R. and Owen, D., "Environmental Reporting Award : Profession Fails to Rise to the Challenge," *Certified Accountant*, April 1994.
- Gray, R., Owen, D. and Maunders, K., *Corporate Social Reporting: Accounting and Accountability*, Prentice-Hall, 1987 (山上達人監訳、水野一郎・向山敦夫・國部克彦・富増和彦訳『企業の社会報告——会計とアカウンタビリティ——』白桃書房、1992年)。
- Hundred Group of Financial Directors, Environmental Working Party, *Statement of Good Practice Environmental Reporting in Annual Reports*, June 1992.
- Kirkman, P. and Hope, C., "Environmental Disclosure in U. K. Company Annual Reports," *Management Studies Research Paper* (University of Cambridge), No.16/92, 1992.
- KPMG, *UK Survey of Environmental Reporting*, KPMG, 1993.
- Macve, R and Carey, A. (eds.), *Business, Accountancy and the Environment: A Policy and Research Agenda*, ICAEW, 1992.
- Owen, D. (ed.), *Green Reporting*, Chapman & Hall, 1992.
- Owen, D., Gray, R. and Adams, R., "A Green and Fair View," *Certified Accountant*, April 1992.
- Patten, D. M., "Intra-industry Environmental Disclosures in Response to the Alaskan Oil Spill : A Note on Legitimacy Theory," *Accounting, Organizations and Society*, Vol.17, No.5, 1992.
- Power, M., "Auditing and Environmental Expertise : Between Protest and Profession," *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, Vol.4, No.3, 1991.
- Renger, M., *Environmental Audit.*, ICAEW, 1992. (佐藤博・中田智夫訳『環境監査手続きの実際』パンリサーチ出版局、1992年)。

Tricker, R. I., "Corporate Responsibility, Institutional Governance and the Roles of Accounting Standards," in Bromwich, M. and Hopwood, A. G. (eds.) *Accounting Standards Setting: An International Perspectives*, Pitman, 1983.

北村敬子「会計環境の変化と財務報告の課題」『会計』第143巻第1号、1993年。

國部克彦「社会的アカウンタビリティの論点」『経営研究』第44巻第1号、1993a年。

國部克彦「企業社会報告の基礎理論——正統性理論とアカウンタビリティ理論——」会計フロンティア研究会編『財務会計のフロンティア』中央経済社、1993b年。

國部克彦「イギリスの環境報告」山上達人・菊谷正人編『環境会計の現状と課題』同文館、1995年（近刊）。

山上達人「アカウンタビリティ概念の拡充とグリーン・アカウンティング——社会関連会計の新しい展開——」『産業と経済』第7巻第3号、1992年。